

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
計画全般				
1		全体的に「キラキラワード」が多い。	基本計画の推進に当たっては、県だけではなく、県民を始めとする多様な主体が「めざす姿」を共有し、それぞれの立場で取組を進めていくことが必要なため、よりわかりやすく伝わりやすい表現を用い記載しているところです。	その他
2		「青森大変革(AX)」というスローガンであるが、三村県政時代のテイストもかなり残っている印象である。	「AX(Aomori Transformaion)～青森大変革～」は、青森県をよい方向に変えていこうという、県と県民が共有する計画の基本理念であり、本県のポテンシャルとこれまで積み上げてきたチャレンジの成果を生かしながら、自由な発想で新しい手法を積極的に取り入れ、進化に向けて挑戦していこうというものです。そうした中で、これまでの県政の成果や実績等継続すべきものは当然継続しながら、社会経済環境の変化に合わせ、本県の政策も変化を先取りし、計画を推進していく必要があると考えています。	その他
3		「コロナ禍ではない」という文言があるが、青森県ははまだ「平時」ではなく「有事(特に経済的に)」である。「平時前提」での文言が多く、「有事」の設定が緩い。	次期基本計画では、人口減少の主な要因である、若者・女性の県外流出、平均寿命、少子化などの課題は、いずれも全国に比べて低水準にある県民の所得が大きな原因と考えられることから、所得の向上を大きな課題として位置付け、所得向上を図っていくことで、本県の様々な課題の解決を目指していくこととしています。 課題解決に向けては、新型コロナウイルス感染症の影響を始め、本県を取り巻く社会経済環境の変化にも的確に対応しながら取り組んでいくこととしています。 なお、本文中において、「コロナ禍ではない」という文言は使用していません。	その他
4		短命県の評価がきちんとされていない。問題を明確にすることなく、「2040年のめざす姿」を述べても県民の心に届かない。逆に、「本県における将来への明るい兆し」(6)平均寿命・健康寿命の延伸と高齢者の活躍だと言っても、短命県変造にはつながらないのではないか。 第4章の地域別取組方針では、平均寿命について分析しているが、それぞれの地域のフォーマットで行っている。地域が「勝手に」短命市町村について分析しているが、青森県として短命県を分析する気がないとみられても仕方がない。 短命県返上という章立てで分析し政策・施策を出すべきではないか。 各地の分析と対策では、子どもの肥満、喫煙率を挙げているが、青森県の重点対策は何か。 「がんの克服をめざす」だけでは不十分で、がんと精神のほかの「脳卒中・高血圧、心疾患、糖尿病」対策も必要だ。 施策としては特定検診の内容を追加し、青壮年の男性の尿酸値も追加することを提案する。青壮年は50歳頃から高血圧、糖尿病を発症する人が多い。検査項目を増やすことに科学的根拠が必要であれば、青森県民を対象にそのような研究を開始してほしい。 県民のヘルスリテラシーの向上を迫る前に、青森県として果たすべき役割を明確にするべきだ。	本県における健康づくり運動の基本方針として、青森県健康増進計画「健康あおもり21(第2次)」を策定しており、計画期間は、平成25年度から令和5年度の11年間としています。この計画では、めざす姿を「全国との健康格差が縮小され、子どもから大人まで、すべての県民が希望と生きがいを持ち、健康で幸せに暮らす社会」としており、毎年度計画の進捗状況を把握するため、各分野における目標項目の指標の現状値や取組について、学識経験者や保健医療関係者等で構成する専門委員会で評価するなど、必要に応じた施策の見直しをして、平均寿命が伸び悩む現状の分析などを行っています。	記述済み

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
5		今回の計画策定は先送りし、まずこの20年間の三村県政の取り組みの評価をゼロベースで行ってほしい。県民あげての熟議を重ね、新たな計画は2025年度からスタートさせる。2024年度は現在の計画を臨時に延長すべきである。これは宮下知事への直言である。	現在の県基本計画が今年度で終期を迎えることから、2024年度を始期とする新しい基本計画の策定に向け、県では、昨年度、県民1万人を対象とした県民意識調査や、県内企業・団体等500社を対象とした県内企業・団体等意識調査、県外大学に在籍する県出身者を対象とした若者の暮らし・しごとに関する意識調査を実施しました。また、本年2月には県総合計画審議会に次期計画の策定について諮問し、これら調査等の結果や、政策点検の結果等も踏まえながら、同審議会において議論を積み重ね、本年9月に同審議会から答申をいただき、県としての原案を取りまとめたところです。 なお、政策点検の実施に当たっては、「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」に掲げる基本目標及び重要業績評価指標(KPI)、各政策分野に関連する個別計画に掲げる数値目標、その他関連する指標の状況などにより確認しているところであり、庁内における自己点検の結果については、毎年度「アウトルックレポート」として公表しているところです。	反映困難
序章				
6		「対話」を重視するのは良いと思うが、その内実が全然見えてこない。しかも、その設計がかなり乱雑で、対話の相手が「恣意的に」選択されていく可能性さえある。	次期基本計画では、計画全体を貫き、県と県民が共有する基本理念「AX(Aomori Transformaion)」の基盤の一つとして「対話」を設定しています。これは、計画全体を下支えするまさに基盤となる考え方であり、計画の推進に当たっては、県民がどのようなことに不安を感じ、どのような社会を望んでいるか等について、県民の声にしっかりと耳を傾けることが重要であるとともに、新しい青森県づくりに向けては、県民の主体的行動や、県と県民との協働が欠かせないと考えています。 そのため、知事による県民対話集会「あおばな」を始め、県民や市町村、関係機関との対話を通じ県政の課題等を共有し、県と県民が力を合わせて、次期基本計画に基づく取組を進めていくこととしています。	実施段階検討
第1章 時代の潮流と今後の社会展望				
7	9	「(7)世界に誇れる豊かな自然や文化」について、「豊かな自然」として、以下が挙げられている。 ・世界自然遺産白神山、森林復興国立公園、十和田八幡平国立公園等の国立公園 ・森林面積が県土面積の65.8%を占める ・北海道、北東北縄文遺跡群が世界文化遺産に登録される ⇒「豊かな自然」というのは、上記のような捉え方でよいのだろうか。 例えば、岩手県の川が降りて行って遊べるようになっていることや民有林の管理に県税が投入されているそうだが、①県民の目からみた豊かさ②日常生活の中での豊かさにも言及してほしいところ。	生活の豊かさについては、それをつくりだしてきた背景となっている自然や文化などに着目しているところです。	その他
8	11	(3)超高齢化社会の今後 2020年 65歳以上の独居率 20.1% 2040年 介護職員が1万人不足する ⇒ 深刻である	介護職員の不足による高齢者の生活の維持への影響が懸念されることから、政策テーマ2「健康」では、「医療・介護サービス提供体制の強化」を将来を拓く鍵と位置づけ、県内どこに住んでいても一人ひとりの状況に応じて、適切な医療・介護サービスを持続的に提供することができるよう、医療・介護サービスを担う人財の育成や確保に取り組んでいくこととしています。	その他

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当該で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
<b>第2章</b>				
9		「2040年のめざす姿」は「2040年にめざす姿」ではないのか。他の行政文書は「2040年にめざす姿」となっている。	第2章第1節に、「2040年における本県のあるべき姿をめざす姿として掲げ」と記載しているのとおり、「2040年のめざす姿」とは、2040年に向けて、本県がめざしていく姿のことを意味しているもので、2040年に目指すという意味では使用していません。また、これまでの基本計画においても、「〇年のめざす姿」といった使い方を続けていることから、このままの表記とします。	反映困難
<b>第3章 政策・施策体系(政策テーマ1 しごと)</b>				
10	23	「2040年のめざす姿」の〈本県産業の強みを生かして地域経済が好循環する社会〉において、「高い技術力を誇る製造業」という記述があるが、何を想定しているのだろうか。	本県の製造業は、地域経済において大きな役割を担っており、高い技術力を武器に、食料品を始め、業務用機械器具や電子部品・デバイス・電子回路等の分野において、製造品出荷額で全国でも上位に位置する品目を多数製造しています。	その他
11	23	「めざす姿」の〈農林水産業の持続的な発展〉について、県内内需の項目がほしい。	政策テーマにおける「2040年のめざす姿」については、ポイントを絞った形で整理しており、政策テーマ1「しごと」の「めざす姿」に記載している「国内外への販売力が強化」には、県内についても含まれるほか、政策I 施策1の主な取組として、地産地消の推進強化に取り組むこととしています。	記述済み
12	23	「めざす姿」の〈所得向上につながるしごとづくりにより産業が成長する社会〉について、AIやロボット等との共存に加えて、人財・技術に対する公的投資の項目がほしい。	農林水産業を始めとする県内産業を担う人財の育成や技術の開発については、各施策の「主な取組」において記載しています。	記述済み
13	23	「2040年のめざす姿」の〈所得向上につながるしごとづくりにより産業が成長する社会〉において、「AIやロボット等との共存により、高い生産性の確保とイノベーションの創出が図られる」という記述があるが、生産性とイノベーションはいいかもしれないが、雇用の安定はどうなるのだろうか。	AIやロボット等との共存は、高い生産性の確保とイノベーションの創出につながると同時に、雇用構造をも変化させる可能性はあります。一方で、人の仕事より複雑で高度なものへとシフトしていく可能性や、新たな雇用機会が創出される可能性もあります。人口減少の進行により、今後一層AIやロボット等と人の共存は進むと考えられるため、お互いの強みを生かすことができる分野で業務を分担していくことが重要になると考えています。	その他
14	23	「ねらい」の1つ目について、「競争」の前にまず「供給力」。	本文は「地域の資源・特性を踏まえ、県内産業が持つ潜在能力を最大限に引き出し、競争力を高めることにより」との記載になっていますが、「潜在能力を最大限に引き出し」の中には供給力も含んでいます。	記述済み
15	23	「ねらい」の4つ目について、人財の確保・定着に加えて「人的公共投資」が必要ではないか。また、産業の変革につながるの「DXのみ」ではないはず。	農林水産業を始めとする県内産業を担う人財の育成については、各施策の「主な取組」に記載しています。 また、「ねらい」に記載している「産業の変革につながるDXを推進」については、特に重視するものとして「DX」を記載しているものです。	記述済み

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
16	24	「将来を拓く鍵」について、内需の話がほしい。	「将来を拓く鍵」については、政策テーマそれぞれに、今後5年間特に力を入れていく取組や、取組の方向性を明確にするために、特に重要で不可欠な、今後の方策をわかりやすく端的に表すキーワードとして記載しており、政策テーマ1「しごと」では、「所得増につながる生産性の向上」としています。	その他
17	24	政策Ⅰ施策1の主な取組について、「クラウド系」の項目のみであり、「県内循環」の話がない。	次期基本計画では、政策テーマ1「しごと」政策Ⅰ施策1の主な取組において、「地産地消の推進強化」に関しても記載しています。	記述済み
18	25	政策Ⅰ施策2について、養殖について特に言及している点は評価できる。漁業については、養殖しか伸びしろがない、中国や北欧は既に養殖等栽培漁業に切り替えている。	次期基本計画では、政策テーマ1「しごと」の政策Ⅰ施策2において、主力魚種の漁獲量低迷などを踏まえ、水産資源の持続的利用に向けた資源管理を推進するほか、ホタテガイ養殖業の振興やサーモン等養殖に加え、沿岸域の環境保全の役割も担う海藻類や磯根資源の増養殖など、「つくり育てる漁業」の推進に取り組むこととしています。	記述済み
19	25	政策Ⅰ施策2の主な取組3つ目について、「健康な土づくり」について、窒素、カリウム、リンのあり方にも触れてほしい。	次期基本計画では、政策テーマ1「しごと」の政策Ⅰ施策2において、生産性の向上と環境負荷低減の両立に向けて、「健康な土づくり」の取組強化や環境に配慮した生産技術の普及・定着などに取り組むこととしています。 実施段階においては、土壌診断データの分析と施肥管理アプリ等の新技術などを活用した分かりやすい指導により、土づくりの普及・定着などを進めていきます。	実施段階検討
20	25	政策Ⅰ施策2の主な取組4つ目について、「洋上風力発電」政策とのバランスにも触れてほしい。	次期基本計画の政策テーマ1「しごと」政策Ⅰ施策2においては、農林水産業の生産振興に関して記載していますが、政策テーマ4「環境」の政策Ⅰ施策1において、地域と共生する再生可能エネルギーの導入に向けた環境づくりに取り組むこととしています。	記述済み
21	25	政策Ⅰ施策3の主な取組3つ目に記載のある第三者承継など円滑な経営継承について、「病気対策(特に畜産は)のためリスクヘッジは必須。ただし、安易なM&Aにならぬよう慎重な議論を推進」という項目は必要。	農林水産業における第三者承継など円滑な経営継承の推進に当たっては、関係機関と連携し、関係者の状況に合わせて計画的に進めていくことが重要と考えており、実施段階において検討していきます。	実施段階検討
22	26	政策Ⅰ施策3における主な取組の4つ目について、「各種研修等」という位置づけが甘すぎる。特に一次産業への新規就労は、かなり長期的な(10年など?)な制度的支援がないととてもではないが、まともにはやれないと思われる。スタート地点での物的な支援も重要である。研修どころで済む話ではあるまい。	次期基本計画では、政策テーマ1「しごと」の政策Ⅰ施策3において、将来、農林水産業の持続的な発展を支えていく新規就業者について、その確保や育成、定着に向けて、国の制度なども活用しながら、就業相談から就業後の各段階に応じたサポート体制の強化に取り組むこととしています。	記述済み
23	26	政策Ⅱ施策1の主な取組4つ目に記載のある効果的なアウトソーシングによる業務効率化や経営資源の集中等の促進については、平時前提の話である。例えば、学校給食提供困難な他県事例もあるため、「極力直営路線」の項目も必要。	当該取組については、県内企業の競争力強化を図るためのものであるため、御指摘の内容を明記することは取組の趣旨になじまないものと考えています。	反映困難

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
24	26	政策Ⅱ施策2の主な取組2つ目に記載のある一次産業廃棄物等の活用について、地場一次エネルギー生産とどう結びつくのか明記が必要。	当該取組については、県内企業の競争力の強化に向けて、一次産業廃棄物等を活用したアップサイクル製品加工業への県内企業の参入を促進するものであるため、御指摘の内容を明記することは取組の趣旨になじまないものと考えています。	反映困難
25	26	政策Ⅱ施策3の主な取組2つ目について、環境づくりの「推進」は「整備・指導」としたほうがよい。	当該取組については、県内産業による取組を促すため、持続的・安定的な労働力の確保に向けた環境づくりを推進するものです。「整備・指導」も含め「推進」と記載しており、このままの表記とします。	反映困難
26	26	政策Ⅱ施策3における、多様な人財の中の「女性」について、出産、育児期間中のサポート、復職時の正職の担保、雇用の義務化等に踏み込んでほしい。	次期基本計画では、女性の活躍について、政策テーマ1「しごと」の政策Ⅱ施策3のほか、政策テーマ3「子ども」の政策Ⅰ施策1において、結婚から子育てまでの一貫した支援体制づくりに、市町村や関係機関と連携して取り組むこととしています。また、施策2において、子育てと仕事を両立できるよう、就労環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進、男性の育児休業・休暇取得促進など、あらゆる職場・職種における働き方改革を推進することとしています。	実施段階検討
27	27	政策Ⅱ施策3における、都市部や外国からの多様な知見や技術を持った人財の確保について、どのような人材を想定しているのか。	労働力人口の減少などを背景に、多くの県内産業において人手不足となっているため、当該取組では、地域経済の持続的な発展に向けて、デジタルスキルを始めとする専門的な知識や技術、経験などを持つ人財の確保を促進することを想定しています。	その他
28	27	政策Ⅲ施策1において、「魅力ある職場環境づくり」という記載があるが、何を想定しているのだろうか。	若者が「ここで暮らしたい」と思える魅力ある青森県にしていくため、当該取組では、若者を惹きつけるしごとづくりに向けて、テレワークを始めとする柔軟な働き方の実現や、スキルアップにつながる研修や教育機会の充実など、魅力ある職場環境づくりを促進していくことを想定しています。	その他
29	28	政策Ⅳ施策2について、機械化・効率化によって逆に「コスト高」の可能性があるため、現段階では「半機械化・セミスマート化」程度に留めておいたほうがよい。	「スマート農林水産業の推進」について、スマート農林水産業の普及に当たっては、最先端の農業技術や機械を組み合わせた技術体系の導入など、各生産現場の状況に合わせて進めていくこととしており、このままの表記とします。	実施段階検討
30		後期高齢化が進み、高齢者が多いことを踏まえて、高齢者が働ける環境を作ったり、高齢者介護を充実させることが必要ではないか。	次期基本計画では、政策テーマ1「しごと」の政策Ⅱ施策3において、高齢者などの多様な人財が、それぞれの希望や状況に応じて、能力を發揮し活躍できる環境づくりに取り組んでいくこととしています。 また、政策テーマ2「健康」の政策Ⅳ施策1において、高齢者の在宅サービスの充実や、デジタル技術を活用した高齢者のフレイル予防・介護予防等に取り組むこととしています。 本県の高齢化は今後も進行することが見込まれることから、これらの取組を通じて、高齢者がより一層安心して暮らすことができる青森県づくりを進めていきます。	記述済み

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
31		自然があふれ、食べ物がおいしい場所であることや、弘前大学を中心として高齢者の健康に取り組んでいることをPRし、全国の高齢者を青森に呼び込むことで、介護事業を増やし、若者の働く場所を作ってはどうか。そのためには、介護従事者の給料水準全国1位を目指すべき。	次期基本計画では、政策テーマ1「しごと」において、今後の方策を表すキーワードである「将来を拓く鍵」として、「所得増につながる生産性の向上」を設定し、豊かさを実感できる力強い農林水産業の実現、地域経済の成長を支える県内産業の競争力強化、若者を惹きつけるしごとづくり、産業を支えるDXの推進などに取り組んでいくこととしています。多くの若者が「ここで暮らしたい」と思える魅力ある青森県にしていくため、生活の基盤となる十分な所得と働きがいを得られるしごとづくりを進めていきます。	記述済み
32		青森の大学は中央の大学と同じことをしても到底、中央には敵わないので、勉強は環境が整っている中央で行い、その後、青森に帰ってきてもらう政策をとるべき。 具体的には、県内企業と協力して、奨学金制度などで学んで帰ってきてもらうことや、県内大学は専門性の高い学科に力を入れて、中央で基本的な学習をした人が戻ってきて学べる環境を充実させる(そのためには特色がある教授の確保が重要)ことが考えられる。	県では、若者の県内定着と人材還流の促進に向けて、「あおり若者定着奨学金返還支援制度」を創設しており、県内企業を始め、県内外の大学や関係機関などと連携を図りながら制度の利用促進に努めていきます。 次期基本計画では、政策テーマ「しごと」の政策Ⅲ施策1において、県内企業における大卒者・高卒者等の採用拡大や多様な手法による人財確保、魅力ある職場環境づくり等の促進に取り組むこととしています。	記述済み
33		企業内DX技術者の育成を早急に進め、欧米並みの企業内DX技術者普及を目指すべき。	次期基本計画では、政策テーマ1「しごと」の政策Ⅳ施策1において、県内でデジタル技術やビッグデータを活用できる人財の確保・育成に取り組むこととしています。	記述済み
34		DX推進の的を絞り、青森県特有のりんごなどの農産物へのDX推進を強力に後押しするべき。	次期基本計画では、政策テーマ1「しごと」の政策Ⅳ施策2において、農林水産業におけるDXの推進に取り組むこととしています。 具体的には、生産性向上の実現に向けて、先端技術を活用した農産物の生産技術の開発等に取り組むほか、データを活用した生産の効率化等による経営の高度化やスマート農業機械等の普及による作業の省力化に取り組むこととしています。また、スマート農業の普及拡大に向けた人財育成にも取り組むこととしています。	記述済み
35		お米や果樹も大切な産業であるが、「生産・消費額」が東北でも上位である「畜産政策(特に養牛)」に関する記述が薄い。動くお金も大きいので、県内GDPの直接の底上げにつながることを鑑みるべき。	本県農業は米、野菜、果樹、畜産のバランスがとれていることが一つの特徴になっており、畜産も重要な産業であるという認識です。 次期基本計画では、農業全体として主な取組をまとめているものです。	記述済み
36		「攻めの農林水産業」とともに、「攻めの守りの農林水産業」も大きな柱として立てるべき。 販売・流通など「川下」の政策もさることながら、「生産基盤・経営安定」といった「川上」「裾野」の支援や補助を、大規模な「ポンド発行」により厚くし、真に足腰を強くする施策も今後必要ではないか。	本文中において、「攻めの農林水産業」という文言は使用していません。 なお、本県農林水産業の持続的な発展に向けた総合的かつ中長期的な振興方向を示す基本指針である「「攻めの農林水産業」推進基本方針」については、2023年度までの方針となっており、2024年度以降は新たな方針で本県農林水産業の振興を図っていくこととなります。	その他
37		大手企業の製造工場誘致も青森県活性化へ繋がるのではないかと思います。働き手が少なく外国人労働者も増やしていくという国の方針があるので、大規模な工場を誘致することができれば地域雇用も見込め、一部外国人労働者を受け入れることにより地域経済の活性化にもなる。	次期基本計画では、政策テーマ1「しごと」の政策Ⅲ施策3において、デジタルやグリーン分野を始めとする成長分野の企業誘致、地域資源や産業特性など本県の優位性を生かした企業誘致を推進することとしています。	記述済み

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
第3章 政策・施策体系(政策テーマ2 健康)				
38	29	政策テーマ2「健康」について、いずれも障害者の命を守り、社会参加を促進するために重要な取組であり、特にろう者の場合は、「ろう」についての理解がある民生委員や相談員の存在が重要である。各々の場面で地域差がなく確実に合理的配慮の提供がなされることを望む。	ろう者への理解促進については、ポスター及びパンフレットの配布、手話言語動画の制作・配信のほか、各種団体の集会や学習会に伺って県政の様々なテーマを説明する出前トークを実施するなど、県民への普及啓発に取り組んでいます。 また、政策テーマ2「健康」の政策Ⅳ施策2の主な取組に「障がい者による差別の解消や障がい者への合理的配慮に関しての普及啓発に取り組みます。」を追加します。	文章修正等
39	29	2040年のめざす姿に「体と心の健康づくり」を記載する。 「体と心の健康づくり」を目指し、県と県民と医療介護福祉関係者がそれぞれの役割を果たす青森県・社会を作る。その中で、青森県の責務を明確にする。 なぜなら、国民健康保険の保険者は青森県であるため、保険者＝医療提供者としての役割を果たすことが責務である。	政策テーマ2「健康」において、2040年のめざす姿として「健康づくりを支える社会」を掲げており、体と心の健康づくりを推進していくこととしています。	記述済み
40	30	30ページ1行目に「心の健康づくりでは」を追加し、「コロナ禍を経て、悩みやストレスの増大・複雑化が懸念されることから、様々な問題に対して市町村と協力して包括的な相談支援体制を構築する必要があります。」	政策テーマ2「健康」の政策Ⅰ「県民一人ひとりの健康づくりの推進」において、「こころを支え、命を守る社会づくり」を施策2と位置づけ、市町村を始め、県内の関係機関や団体と連携した自殺予防対策の強化に取り組むこととしており、御意見の趣旨を反映しているものと考えています。	記述済み
41	31	政策Ⅰ 施策2について、ろう者に寄り添った相談場所の設置が重要である。	次期基本計画では、政策テーマ2「健康」の政策Ⅰ 施策2において、誰も自殺に追い込まれることのないよう、こころの健康等に関する正しい知識を普及啓発して県民の理解を深め、相談体制の充実を図ることとしています。 相談体制の充実にあたっては、悩みを抱えた方が相談しやすい多様な相談体制となるよう、実施段階において十分に検討しながら、取組を進めていきます。	実施段階検討
42	31	「こころの健康問題を抱えた人の早期発見、早期治療につなげる仕組みの充実に取り組みます」とは、具体的には何を指すのか。 精神科の受診予約は1、2か月先になることもある。包括支援センター、保健所、保健師も疲弊して、アップアップの状態だ。現状を把握し、具体的に何ができるのかを記載すべきである。 そのためには、「県立病院精神科、つくしが丘病院の充実拡大を図ります。」と記載してはどうか。	次期基本計画では、2040年の「めざす姿」を掲げ、その実現に向けた5年間の取組の方向性を記載しており、どのように具体化するかについては、実施段階で検討していくこととしています。	実施段階検討
43	32	政策Ⅲ施策2について、青森県では新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、聴覚障害者の方に遠隔による意思疎通支援者派遣を利用してもらおうよう、令和3年3月より遠隔手話通訳などの環境を整備した。 患者である聴覚障害者の命を守るためには医師とのコミュニケーションが不可欠である。そのために、一人ひとりのニーズに合わせた情報コミュニケーション支援が必要になる。県立病院への手話通訳者設置とともに、遠隔手話通訳をあらゆる医療機関で利用できるようにしていただきたい。	次期基本計画では、県民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域の中心的な役割を担う病院機能の維持、障がい者への合理的配慮に関しての普及啓発・事業者の理解促進等に取り組んでいくこととしていますが、手話通訳者設置等については、それぞれの医療機関が必要性を判断することとなります。	反映困難

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
44	32	政策Ⅲ施策5における「地域の中心的な役割を担う医療機能の維持に取り組みます」について、青森市民病院と県病の統合問題も、この視点で見直してほしい。 青森市民病院と県病は、それぞれ異なる役割を果たしてきたが、それを統合しベッド数を削減することは、新たなパンデミックが危惧される社会においては、著しく危険なことであると理解してほしい。今回の新型コロナによるパンデミックは、青森市民病院と県病の二病院があったから乗り越えることができたと考える。	次期基本計画では、政策テーマ2「健康」の政策Ⅲ施策2において、地域の中心的な役割を担う病院の医療機能の維持や新興感染症の発生・まん延時における医療を含む5疾病6事業の1次医療から3次医療までのネットワーク化に取り組んでいくこととしています。	その他
45	33	令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されるが、そのことに関する認識が不足しているように感じる。理解を広めるだけではなく、合理的配慮の提供についても行政機関を始め、事業者積極的に取り組んでいただきたい。 そこで、政策Ⅳ施策2の主な取組について、「障がいや障がい者に対する、県民、事業者の理解促進に取り組みます」「障がい者スポーツ活動、文化・芸術活動への参加促進における合理的配慮と情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策に取り組む」と記載いただきたい。	政策テーマ2「健康」政策Ⅳ施策2の主な取組の一つ目について、「障がいや障がい者に対する、県民、事業者の理解促進に取り組みます」と修正します。 また、主な取組に「障がいを理由とする差別の解消や障がい者への合理的配慮に関する普及啓発に取り組む」と追加します。 なお、「情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策」については、主な取組の3つ目の実施段階において十分に検討しながら、取組を進めていきます。	文章修正等
46		「共生社会の実現」は、政策テーマ2「健康」ではなく、政策テーマ6「地域社会」、特に＜元気な地域社会、自分らしく生きられる地域社会＞の目標に位置付けた上で、共生社会のめざすべき姿をより明確に県民に提示するとともに、障害及び障害者への理解促進のほか、障害者への差別解消や社会的障壁を取り除くための具体的な取組なども記載すべき。	県では、県民の誰もが地域で安心して老後を迎えることができるよう、交通や買い物、食事など生活機能の維持・確保などについて、市町村や地域による主体的・持続的な取組の実施に向けた仕組みづくりを進めてきました。 次期基本計画においても、高齢者や障がい者が安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に取り組むこととしており、基盤となる取組については政策テーマ2「健康」に位置付けるとともに、生活支援の提供など地域課題としても位置付けられているものについては、持続可能な地域社会の形成に向けて、政策テーマ6「地域社会」に位置付けています。 また、政策テーマ2「健康」の政策Ⅳ施策2の主な取組として「障がいを理由とする差別の解消や障がい者への合理的配慮に関する普及啓発に取り組む」と追加します。	文章修正等
47		国民健康保険は、他の保険と比べて負担率が高く、生活困窮による滞納が後を絶たない状況となっている。国庫負担率を上げるよう国に求め、被保険者の負担軽減を実現していただきたい。	国民健康保険については、一部に所得水準に応じた負担などを組み入れることにより、保険者、被保険者の中で相互扶助を行う仕組みになっていますが、我が国全体に共通する課題については、国等の動向などを踏まえ、適切に対応していきます。	その他
48		政策Ⅱについて、がん対策推進計画の見直しはいつ行うのか。 がんについては、がん対策推進計画の見直しを早期に行い、課題を整理する必要がある。検診と同時に、早期受診をしやすくする工夫も必要である。	国が令和5年3月に策定した新たな「がん対策推進基本計画」を踏まえ、県では今年度、青森県がん対策推進協議会において、令和6年度の施行を目指し、県の新たな「がん対策推進計画」の策定作業等を進めています。いただいた御意見については今後の取組の参考とします。	その他
49		政策Ⅱについて、西北地区のがん拠点病院は機能しているのか。	現在、西北五圏域には、国指定のがん診療連携拠点病院等はありませんが、各医療圏において標準的ながん医療を受けられる医療提供体制の維持等が必要であることから、当該圏域においても、近い将来設置がなされるよう、引き続き、対象となり得る医療機関に対し、助言等を行ってまいります。	その他



## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当該で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
50		政策Ⅲにおいて、医師偏在が施策2に記載されているが、施策1に記載すべきである。医師不足の評価、それに伴う医療共有体制、2024年から始まる次期医療計画との整合性はとれるのか。来年度の医療計画の骨子ができて基本計画を作ることも重要である。	次期基本計画は、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針であり、2040年の「めざす姿」を掲げ、その実現に向けた5年間の取組の方向性を示すものです。各分野の個別計画については、基本計画の大きな方向性を共有しながら、より戦略的に展開すべき事項について、必要に応じて、具体的な取組などを記載するなどして、策定しています。 なお、医師の偏在について、次期基本計画では、医療連携体制の強化の主な取組として取りまとめることとしています。	反映困難
51		政策Ⅲ施策2について、救急医療、地域包括ケアに対する分析が不十分である。特に、下北医療圏と東青医療圏の救急について、現状を分析し対応策を立てる必要がある。その時に、精神科救急についても踏み込む必要がある。 この計画内に「地域包括ケア」の言葉は2か所にしか出てこない。県病と市民病院の統合問題でも、キーワードは「地域包括ケア」だが、全く検討が進んでいない。ここに示されるような青森県の理解、認識では、病院統合問題で青森県の役割を果たすことはできない。	次期基本計画は、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針であり、2040年の「めざす姿」を掲げ、その実現に向けた5年間の取組の方向性を示すものです。医療圏に係る現状分析等については、保健・医療提供体制の基本的な方向性を定める次期保健医療計画で検討が進められています。	反映困難
52		政策Ⅲ施策2において、「ビッグデータを活用した業務省力化」とあるが、ビッグデータを使うと何が省力化できるのか。	次期基本計画では、政策テーマ2「健康」の政策Ⅲ施策2において、「デジタル技術・ビッグデータを活用した業務省力化、広域連携体制の強化」に取り組むこととしており、具体的にどの業務を省力化していくかなどについては、実施段階で検討していくこととしています。	実施段階検討
53		「ねらい」において、「医療施設に従事する医師数は増加傾向にあるものの、依然として厳しい医師不足の状況にあり、地域間・診療科間で医師の偏在が見られることから、医療従事者医師(医療従事者ではなく医師の間違い)の育成・確保に計画的に取り組む必要があります。」とあるが、医師以外の医療従事者不足についても、分析し記載すべきだが、薬剤師、看護師の記載は一言もない。	「ねらい」について、「医師の育成・確保に計画的に取り組む必要があります」と修正します。 なお、「ねらい」については、現状や課題の概要を記載しており、網羅的な記載としていないため、記載されていない事項があることを申し添えます。	文章修正等
54		「ねらい」において、「また、発達障害者支援センター及び小児在宅支援センターの開設による相談体制充実、農福連携の推進、「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」及び「青森県手話言語条例」の制定など、障がい者が暮らしやすい地域社会づくりを進めており、引き続き適切な支援や環境の充実に図っていく必要があります。」とあるが、あすなろ医療療育センターが県立であることを忘れている。このままだと、あすなろ医療療育センターはなくすということか。	「ねらい」については、現状や課題の概要を記載しており、網羅的な記載にはなっていませんので、記載されていない事項もあるかと存じますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	反映困難

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
55		<p>青森市にある松丘保養園の入所者数48名の平均年齢は88.9歳(2023.4.1現在)。「差別の歴史を繰り返さない&amp;人権を尊重する」ことを再確認し、国と松丘保養園の将来に向けた情報交換をするべきではないのか。</p> <p>保養園の職員不足に青森県として協力することはできないのか。</p> <p>青森県と青森市が未来に向けて発信するべきではないか。</p>	<p>次期基本計画では、「お年寄りも含めて全ての人に居場所があって、健康で長生きができる青森県」の実現を目指しており、政策テーマ6「地域社会」では、県民誰もが生き方や多様性を尊重されるよう、また、政策テーマ2「健康」では、地域住民が地域の中や近くに頼れる人がいて、人とのつながりを感じられるよう、取組を推進することとしています。</p> <p>現状としては、パネル展や高校生を対象とした啓発映画上映等を通じて、疾病に関する正しい知識の啓発や偏見・差別の解消に向けた取り組みを行っており、引き続き、松丘保養園及び関係者間で連携を図りながら、将来に向けた発信に努めていくこととしています。</p>	その他
56		<p>政策テーマ2「健康」政策Ⅰ施策2について、自殺が平均寿命を引き下げていることを踏まえている方針である。</p>	<p>県民の健康づくりを推進する施策として、こころの健康問題等に係る取組を記載しています。</p>	その他
57		<p>人間の生きる力の源である「心」を支える視点、「心づくり」を志向する視点が欠けているとの感想を禁じ得ない。</p> <p>前県政では「いのちを大切にすることを育む運動」を全県的に展開し、県本庁舎前に横断幕が掲げられていたが、今回示された基本計画原案では、県民が各地各所で日常向き合っている「いのちに関わる問題」に対する県の方策は全然見られない。</p> <p>動物愛護管理法が数次改正され、青森県でも犬猫の殺処分は減少し、徐々に成果を示しつつあるが、全国的に見れば自慢できる状態ではない。</p> <p>現在、県動物行政で問題となっているのは、猫の殺処分がなかなか減らないことと、高齢者の多頭飼いの発生である。</p> <p>県内市町村では、福祉分野、環境分野にまたがって対策に苦慮している所も少なくない。今後は県と市町村、県動物行政と市町村環境・福祉分野との多面的な連携が不可欠である。</p>	<p>政策テーマ2「健康」の政策Ⅰでは「こころを支え、命を守る社会づくり」と施策を位置づけ、誰も自殺に追い込まれることのないよう、こころの健康やひきこもりに関する正しい知識を普及啓発して県民の理解を深め、相談支援体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育・労働等の関連施策と連携した総合的かつ実践的な対策に取り組むこととしています。</p> <p>また、高齢者の多頭飼いについて、同テーマの施策「高齢者が安心して暮らせる環境づくり」における具体の取組の実施段階において、効果的な取組を検討していくとともに、保護犬・保護猫の殺処分の減少に引き続き取り組んでいきます。</p>	その他
第3章 政策・施策体系(政策テーマ3 子ども)				
58	34	<p>「2040年のめざす姿」の〈安心して子どもを産み育てられる社会〉〈子どものウェルビーイングが実現している社会〉について。</p> <p>教員の労働実態について直近の報道等を見ると、学級担任も配置できない、定員割れが青森県においても続いているようである。その点について触れていないのはなぜなのか。教員が元気に働いてこそ、児童生徒は豊かな学びと学校生活を送ることができるものと思う。しかし、日本の教員は、OECD調査参加国中最長レベルの長時間勤務に従事しており、心身の健康を害する教員が増え続けているという。</p> <p>学校はブラック職場と言われて久しく、教員を目指す若者も減少しているのではないのか。</p> <p>教員の労働条件を緩和する施策を具体的に盛り込まないと、記載されている計画は画餅に成り下がってしまいかねない。</p>	<p>次期基本計画では、政策テーマ「子ども」の政策Ⅱ施策5において、教職員の専門性向上やキャリア形成支援、学校における働き方改革の推進、教育を担う多様な人財の確保・育成、校務のデジタル化推進など、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に向け取り組んでいくこととしています。</p>	実施段階検討

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
59	34	<p>「2040年のめざす姿」の&lt;子ども・若者に必要な支援が届く社会&gt;について。 例えば少なくないヤングケアラーの存在、保護者の収入の関係で就学援助対象外とされ、しかし、経済的に困窮している方々、公共交通機関であるバス路線が廃止された地域に住む高校生たちのことを考えると「誰一人取り残さないための支援がなされています」という現状認識が疑われる。 これらのこどもらは放課後友人と一緒に遊べない、塾に通えない、授業料のみならず通学費を工面することも困難で、未来に展望を持つことができない状況があらこちらに見られるのではないかと。こうした状況を真摯に受け止め、行政がどのような施策を講じるのが今必要である。</p>	<p>次期基本計画では、政策テーマ「子ども」の政策Ⅲ施策1において、ヤングケアラーや経済的に困窮している家庭やその子どもなど、様々な環境にある子どもや家庭への支援を進めていくこととしています。 なお、「誰一人取り残さないための支援がなされています。」とは、「2040年のめざす姿」についての記載であり、現状認識とは異なるものであることを申し添えます。</p>	実施段階検討
60	35	<p>「将来を拓く鍵」について、「教育改革」は、真に人間として成長できるようにこどもらの成長を援助し、促す方策が必要であることは当然だが、「教育改革」について、首長部局が介入するのは如何なものか。独立した機関として教育委員会が設けられた趣旨は、1945年に終戦を迎えた戦争の、その経緯と教訓を踏まえた上でなされたものである。 歴史の教訓に鑑みて教育行政については首長部局が介入することは避けるべき。</p>	<p>基本計画は、教育行政も含めた県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針です。 教育改革の推進に当たっては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等の法令等に基づき、適切に対応していきます。</p>	その他
61	36	<p>政策Ⅰ施策2主な取組の1つ目に記載のある放課後児童クラブについて、弘前市が定める条例では、児童1人当たりの専用区画の面積は、「おおむね1.65平方メートル以上でなければならない。」とされているが、弘前市のとある放課後児童クラブでは、実際には1教室に100人の児童を詰め込んで、ランドセルや下足を収納するスペースばかりか、児童らが自由に体を動かすスペースも確保できないという異常な状況が長年にわたって放置されてきている。同条例では「当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として」行なうことや、「利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。」ことを放課後児童健全育成事業者である弘前市に義務付けているが、現状では条例の趣旨ばかりではなく、子どもの人権も蔑ろにされている状況である。 こうした状況について、全市町村の状況を詳らかに把握した上で改善する施策を早急に具体化することが求められている。</p>	<p>次期基本計画では、政策テーマ3「子ども」の政策Ⅰ施策2において、保育所や放課後児童クラブ、病児保育等、地域における多様なニーズに対応した子育て支援サービスの質的・量的な充実に取り組むこととしています。 実施段階においては、各市町村における現状を把握した上で、取組を進めていきます。</p>	実施段階検討
62	36	<p>政策Ⅰ施策2主な取組の2つ目に記載のある子ども食堂について、子ども食堂は主に、経済的に困窮している家庭の児童、生徒を対象にボランティアで運営されており、当面は行政がそれらの活動を支援することが必要なのだと思う。しかし、そもそも、子ども食堂に通わなければならない子どもをなくすために、その親の所得引き上げ策や社会保障政策を強力に講じるのが行政の役割なのではないかと。 短期的な対応に終わるのではなく、中・長期的な視野に立って施策を具体化するべきである。</p>	<p>次期基本計画では、人口減少の主な要因である若者・女性の県外流出、平均寿命の延伸、少子化に共通する原因と考えられる、県民の所得向上を特に大きな課題と捉え、その解決に向けた対策を進めることとしており、政策テーマ1「しごと」において、県内産業のDX推進による生産性向上や販路拡大等による収益力の強化など、総合的な取組により所得向上につながるしごとづくりに取り組むこととしています。</p>	実施段階検討

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当該で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
63	36	政策Ⅰ施策2において、「子ども食堂」についての記載があるが、これは県民の活動推進ではなく、行政の課題なのでは。	次期基本計画では、政策テーマ3「子ども」の政策Ⅰ施策2において、社会全体で子育てする環境づくりを推進することとし、地域における多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実や、行政だけではなく、民間やNPOが行う各種子育て支援活動の促進に取り組んでいくこととしています。子ども食堂については、現在、NPO等民間団体による活動が行われていることも踏まえ、例示として記載しているところですが、地域にどのようなニーズがあり、どのような主体による取組が適切で効果的なのかも含め検討した上で、取組を進めていきます。	実施段階検討
64	36	政策Ⅰ施策2において、「子育てと仕事の両立」についての記載があるが、学童保育、病児保育に言及してほしい。特に夏休みなどの長期休暇中、子どもの保護体制ができていない。	次期基本計画では、政策テーマ3「子ども」政策Ⅰ施策2において、保育所や放課後児童クラブ、病児保育等、地域における多様なニーズに対応した子育て支援サービスの質的・量的な充実に取り組むこととしています。	記述済み
65	36	政策Ⅱ施策1について、バス路線が廃止された地域の高校生の通学手段確保を講じる必要があるのではないか。 公共バス路線が廃止された三和地区の高校生は一旦板柳町に出でから弘前行きバスに乗るということである。三和地区の高校生の1か月の定期代が23,000円であるが、例えば、常盤からJRで弘前までの定期代は4,300円である。住む地域によってこんなに格差がつくなんてやりきれない。三戸では5,000円の助成金を出しているとのことである。	次期基本計画では、政策テーマ5「交流」の政策Ⅳ施策1において、広域的な地域公共交通ネットワークの確保・維持に向けた取組を促進することとしています。 地域の関係者が連携して、在来線の維持・存続を含め、利便性や持続可能性の高い地域公共交通ネットワークを構築していくことが重要であるため、実施段階においては、地域の議論を踏まえて、取組を進めていきます。 なお、高校生の通学費については、公益財団法人青森県育英奨学会において、奨学金の対象とするとともに、通学費等返還免除制度を実施しているところであり、今後も地域公共交通のあり方の議論も踏まえながら、取組を進めていきます。	実施段階検討
66	37	政策Ⅱ施策2において、「保護者を始めとする周囲の大人が青森の良さを子どもに伝える」という記載があるが、郷土教育の位置づけを図ることは重要である。岩木山を考える会でかつて実施した弘前市内小学生アンケートでは、岩木山に登ったことのない子どもがたくさんいたということである。 また、「主権者教育」を取り上げているところは評価できる。しかし、「教育の独立性」という問題があり、基本計画でどこまで教育の問題に踏み込めるのであろうか。	基本計画は、教育行政も含めた県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針です。 なお、教育分野におけるより具体的な取組方針等については、教育振興基本計画を始めとする個別計画において示しているところです。	その他
67	37	政策Ⅱ施策2及び施策3について、ろう者が排除されることのないよう、手話による学びの場を設けることも検討いただきたい。	次期基本計画の政策テーマ3「子ども」では、2040年のめざす姿として「子どものウェルビーイングが実現している社会」を掲げ、全ての子どもが、どのような環境にあっても質の高い教育を受けることができ、持続可能な社会の創り手として育まれる社会を目指しています。 グローバル教育やキャリア教育、主体的に社会の形成に参画する教育の推進に当たっては、障がいの有無や置かれた環境・境遇によって学びの機会が損なわれないよう、実施段階において十分に検討しながら、取組を進めていきます。	実施段階検討

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
68	38	政策Ⅱ施策4について、ろう者のための手話教育は、インクルーシブ教育にはそぐわない面もあるため、県民に誤解の生じることがないように、別項目を設けて「聾学校に在籍する児童生徒に対して、手話による教育の機会の提供に取り組めます」と記載いただきたい。	次期基本計画では、政策テーマ3「子ども」の政策Ⅱ施策4において、障がいのある児童生徒や、特別な支援を要する児童への指導・支援の充実といった、多様な教育的ニーズへの対応に取り組むこととしています。 主な取組の一つ目について、「障がいの種類や個々の障がいの状態に応じて、適切なコミュニケーション手段やデジタル技術を活用した、児童生徒の学習機会及び交流機会の確保に取り組めます。」と修正します。手話による教育の機会の提供はもちろんのこと、デジタル技術も活用しながら、障がいのある児童生徒の学習機会がきちんと確保されるよう、取組を進めていきます。	文章修正等
69	38	政策Ⅱ施策5「子どもの学びを支える教育環境の整備ときめ細かな指導の充実に向けた人財の確保・育成」について、若い教師を積極的に採用することが魅力的な学校づくりにつながる。 学級定数を減らし、教員数を増やすことで、教師一人一人の負担を軽減し、教師のやりがいを引き出す教育現場を作ってほしい。	次期基本計画では、政策テーマ3「子ども」における「めざす姿」として、「教職員等は仕事に生きがいとやりがいを感じながら、安心して子どもと向き合い、子どもの学びを支援する伴走者としての役割を果たしている」を掲げるとともに、政策Ⅱ施策5において、教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、少人数学級編制の実施や学校における働き方改革の推進、教育を担う多様な人財の確保・活用に取り組むこととしています。	記述済み
70	39	政策Ⅲ施策1について、ろう児やろう者、ろうの親を持つ子どもが家族のケアを担っている、いわゆるヤングケアラーである場合、適切な支援に繋がることができず孤立している場合がある。そのための支援が必要であることを記載いただきたい。	次期基本計画では、政策Ⅲ施策1において、ヤングケアラーへの支援に向けて、市町村や学校、関係機関等と連携し、既存の様々な取組に子どもや家庭をつなげていけるよう、支援体制の構築に取り組むこととしています。 実施段階においては、障がいの有無にかかわらず、全てのヤングケアラーが適切な支援を受けられるよう、関係機関と情報共有や連携強化を図りながら取組を進めていきます。	実施段階検討
71	39	政策Ⅲ施策2について、ろう児やろう者の特性を理解した相談場所が必要になる。	次期基本計画では、政策Ⅲ施策2において、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の社会的・職業的自立に向けて、本人やその家族に対する相談体制・支援体制の充実に取り組むこととしています。 実施段階においては、障がいの有無によって相談や支援が受けられないといったことがないように、手話通訳者を相談場所に配置する等といった、状況や相談者に応じた対応を検討した上で、取組を進めていきます。	実施段階検討
72		不登校の児童生徒やその保護者、高校の中途退学者等への支援に係る取組の実施に当たっては、学校における相談支援体制の充実はもちろんのこと、学校・教育委員会と民間教育施設等との連携や情報共有、教育と福祉など分野間の連携促進など、切れ目のない相談支援体制の構築に取り組んでいただきたい。 また、不登校の児童生徒や保護者への分かりやすい情報の提供にも取り組んでいただきたい。	様々な悩みや困難を抱える子ども・若者が、安全・安心に暮らし、社会的に自立するためには、本人はもちろん、その家族や家庭に届く切れ目のない支援が必要なことから、次期基本計画では、政策テーマ3「子ども」の政策Ⅲ施策2において、子ども・若者やその家族に対する相談体制・支援体制の充実や関係機関とのネットワーク強化に取り組んでいくこととしています。 実施段階においては、様々な主体との連携体制の強化や、分かりやすい情報発信等に取り組んでいきます。	実施段階検討

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
73		本県がこれからますます世界との結びつきを強めようとする中で、子どもたちの新しい教育や、社会人など大人を含めたグローバルな視点での人づくりを進める上で、従来の異文化理解や国際交流の取組を踏み越え、地球規模の課題に挑戦し、世界をよりよくする志をもったグローバル・シチズンシップの育成を本県においても積極的に進めていくべきと考えることから、次期青森県基本計画における関連施策に「グローバル・シチズンシップの育成」を掲げて取り組んでいくべきと考える。	次期基本計画では、政策テーマ3「子ども」の政策Ⅱ施策2において、外国語教育の充実とともに、異文化理解の促進やグローバル人材の育成に取り組むこととしています。また、政策テーマ5「交流」の政策Ⅲ施策1及び施策2において、本県と外国の学生間の協働学習の実施や、国内外で活躍する人材育成などに取り組むこととしています。実施段階においては、多様な文化を尊重し、世界で活躍する人材の育成を進めていきます。	実施段階検討
74		わが国は「こども基本法」を制定し、国連子どもの権利条約の理念に基づき、こどもを中心に据えた政策施策をしていくよう軸足を据えたわけであるが、本基本政策ではその要素がまったく感じられない、という点がそもそも大きな問題である。併せて、これから「子ども」「子供」を「こども」に表記を一本化させていく方針を打ち出しているが、本基本計画では対応できていない。 青森県は、こどもの権利条約やこども家庭庁に批判的なのか。	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)やこども基本法の理念については、当然、十分に踏まえた上で計画を推進していくことが必要であると考えています。 また、「子ども」の表記については、令和4年9月にこども家庭庁設立準備室から各府省庁あてに発出された事務連絡に記載されている判断基準に基づき検討した結果、基本計画においても特別な場合を除き「こども」表記を使用することとします。	文章修正等
75		細かい点では、こどもの育ちは、学校教育がすべてではなく、保育・児童館、放課後児童クラブ、その他さまざまな機関が網の目につながって育ちを支えているが、その視点が弱い。 また、今社会保障審議会、日本小児科医会は、こども期の「遊び」を重視し、国を挙げてのプロジェクトも動いているのだが。 →子どものウェルビーイング、子ども・若者に必要な支援 そもそも、子ども食堂などを必要としない社会づくりをしていくべきだが、「づくり支援」をうたっていること自体疑念を抱かざるを得ない。	次期基本計画の政策テーマ3「子ども」においては、子どものウェルビーイングが実現している社会を目指し、政策Ⅰの施策2「社会全体で子育てする環境づくり」や政策Ⅱの施策1「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」の育成」等に取り組んでいくこととしています。 実施段階においては、本県の未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域などあらゆる主体による連携と参画を図りながら、より効果的な取組を検討していきます。	実施段階検討
第3章 政策・施策体系(政策テーマ4 環境)				
76	40	「めざす姿」の「資源を有効活用し、快適な生活環境が守られている循環型社会」について、処理をして再生産するプロセスを「〇〇という体制を構築する」という形で明記することが必要。	再生産プロセスに係る記載については、「めざす姿」の「資源を有効活用し、快適な生活環境が守られている循環型社会」において、「循環経済(サーキュラーエコノミー)の視点での持続可能な物質循環の確保が図られ、循環型社会が形成されている」と記載しており、このままの表記とします。	反映困難
77	41	政策Ⅰについて、エネルギー政策は公的課題であるため、企業参入促進だけでなく、せめて官民連携の文言がほしい。	再生可能エネルギーの推進や環境配慮型ビジネスの推進に当たっては、多様な主体が関わるため、実施段階においては関係主体と連携しながら取組を進めていきます。	実施段階検討
78	41	政策Ⅰ施策1の主な取組について、これらの記載に加えて、小水力エネルギーやダムのかさ上げ等による水力発電の項目にも触れてほしい。	水力発電に関して個別の記載はしていませんが、政策テーマ4「環境」の政策Ⅰ施策1において、水力発電を含め、地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進に取り組んでいくこととしています。	記述済み

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当該課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
79	42	政策Ⅰ施策2において、「積雪寒冷地に対応した熱利用関連産業の県内参入」と記載がある。期待したい。	次期基本計画では、政策テーマ4「環境」のめざす姿の一つとして「環境と経済が好循環する社会」を掲げ、地域と共生する再生可能エネルギーの導入や環境・エネルギー関連産業の成長・拡大により、環境と経済の好循環が生まれ、地域の活力が最大限発揮されること等を目指しており、当該取組等を通じて経済循環の形成に取り組んでいくこととしています。	その他
80	42	政策Ⅰ施策2の主な取組4つ目について、この記載だと、八甲田並びにおいらせ風力を容認するような印象を受けかねない。「ゾーニング」にもここで触れるべき。	政策テーマ4「環境」の「将来を拓く鍵」に記載しているとおり、再生可能エネルギーの推進に当たっては、自然・地域との共生を原則としており、各取組においてはこの原則を踏まえることとしています。 また、政策Ⅰ施策1において、「自然環境・景観、地域の文化等への配慮や安全性を確保した、地域と共生する再生可能エネルギーの導入に向けた環境づくり」に取り組むこととしており、その環境づくりの手段として、ゾーニングを含めて、効果的な手段を検討していきます。	記述済み
81	42	政策Ⅰ施策3の主な取組2つ目について、太陽光発電は三八地域限定の可能性あり。地域性の言及もほしい。	太陽光発電は三八地域以外でも導入されており、メンテナンス企業の集積は、三八地域のみ限定されるものではないと考えています。	反映困難
82	42	政策Ⅰ施策4において、「次世代核融合炉の実現」とあるが、現実的ではないと思う。	核融合エネルギーは、将来の有望なエネルギー源の一つとして期待されており、核融合エネルギーの科学的・技術的実現性の確立を目指す国際プロジェクトであるITER計画には、日本を始め7極が参加しているところですが、 また、本県六ヶ所村には、国際核融合エネルギー研究センターが整備されており、次世代核融合炉の実現に向けた先進的核融合研究開発等が行われています。 県では、国や関係機関と連携しながら、教育・生活環境の整備等を進めているところであり、次期基本計画においても、引き続き、国際的な研究開発拠点の形成に向けて取り組みを進めることとしています。	その他
83	43	政策Ⅱ施策2について、「吸収源」という捉え方で考えるという点は斬新と思う。	カーボンニュートラルの実現に向けては、温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出を実質的にゼロにするための取組が重要であることから、吸収作用の保全及び強化を図るため、吸収源対策に係る施策を掲げたものです。	その他
84	45	政策Ⅳ施策1において、「体験型の環境教育の機会づくり」という記載があるが、何を想定しているのか。	子どもから大人まで、あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりに向けて、当該取組では、地域にある自然の中で、実際に自然に触れながら、生態系や地球温暖化、限られた資源の有効活用など、自然との共生について学ぶことのできる機会の充実に取り組むことを想定しています。	その他
85	45	政策Ⅴ施策2の主な取組について、ソフト面での記述のみのため、ハード面に關わることについて記述がほしい。	原子力施設のハード面に係る取組については、国、事業者において対応するため、計画に記載することはなじまないものと考えています。	反映困難

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
86	45,46	<p>政策Ⅴ施策1及び施策2における原子力施設の安全確保対策と原子力防災対策について。</p> <p>地域防災計画原子力編によれば、東通村にある原発で事故があった際には東通村と横浜町の住民は弘前市に避難する計画になっている。これが本当に現実的なのか。例えば、原発事故が発生し、東通村と横浜町の住民の保有する自動車計4,000台の車両が一気に避難経路に行こうとすれば、どんなことになるのかは想像に難くない。事故発生時には、福島の場合とおり心理的にはパニックになり、車が前に進まない状態が長時間にわたるであろう蓋然性の存在は容易に想像できる。</p> <p>3. 11と、4. 7の時にもモニタリングポストの多くが機能しなかった。これで、県民のいのちと健康を守れると言い切れるのか。</p> <p>原発事故はもとより、六ヶ所村の核燃サイクル施設における過酷事故が発生することを思うと、これらの避難計画を具体化するよりも、各施設をなくすことの方が容易に安全を確保できるはずである。</p> <p>※意見書では政策テーマ3「教育」政策Ⅱ施策3の施策名の記載がありましたが、記載内容を踏まえて政策テーマ4「環境」政策Ⅴ施策1に対する御意見として取り扱っています。</p>	<p>次期基本計画では、政策テーマ4「環境」の政策Ⅴ施策1及び施策2において、原子力防災訓練を通じた住民避難、救急・救助、医療などに係る緊急時の対応能力向上、避難方法、避難経路、避難場所など、原子力災害発生時の対応に係る情報の広報や原子力施設に係る環境放射線モニタリングの実施・結果の広報に取り組むこととしています。</p> <p>具体的な事項については、実施段階において十分に検討しながら、取組を進めていきます。</p> <p>なお、原子力施設をなくすことについて、次期基本計画は、県行政運営の基本方針であり、エネルギー政策を始めとする国レベルでの政治的・政策的判断の影響を受ける事項を計画に明記することはなじまないと考えています。</p>	実施段階検討
87	46	<p>政策Ⅴ「原子力施設の安全確保対策と原子力防災対策の充実」について、安全確保対策と防災対策に係る理解の促進の前に、原子力施設において複合災害が発生した際に、全県民が避難可能なのか、全ての市町村の避難計画が実行可能なものであるのかについて、県が責任を持って検証してほしい。</p>	<p>次期基本計画では、政策テーマ4「環境」政策Ⅴ施策1において、大規模・複合災害などを想定した原子力防災訓練の実施を通じた住民避難、救急・救助、医療などに係る緊急時の対応能力向上などに取り組むこととしています。</p> <p>実施段階においては、防災訓練等を通して避難方法等について十分に検討していきます。</p>	実施段階検討
88		<p>原発は、微妙な問題であるが、現実として世界最先端の原子燃料施設があり、原燃関連の知識が集約しているので、これを活用しない手はない。最先端技術研究所などをつくり、県内の若者が世界の最先端技術を習得できる環境をつくり、世界に発信できる人材を育てるべき。</p>	<p>県では、原子力関連施設の立地環境を活かして、量子科学分野の人財育成、研究開発への貢献を目的として「青森県量子科学センター(QSC)」を開設しており、放射線の高度利用を推進する者の教育の場としての活用や、サイクロロン加速器等を用いた研究などが行われています。</p> <p>次期基本計画では、政策テーマ4「環境」の政策Ⅰ施策4において、QSC等による新たな産業創出に向けた量子科学分野の人財育成と研究開発の推進や、次世代核融合炉の実現に向けた国際的な研究拠点の形成に取り組むこととしています。</p>	記述済み
89		<p>政策テーマ4「環境」の政策Ⅴ「原子力施設の安全確保対策と原子力防災対策の充実」に施策1「安全確保対策と防災対策の充実」と施策2「安全確保対策と防災対策に係る理解の促進」が記載されているが、政策テーマ7「社会資本」の政策Ⅲ「防災・減災の推進や危機管理機能の向上」に分類されるのではないかと。</p>	<p>次期基本計画では、政策テーマ4「環境」において、環境と経済が好循環する社会や脱炭素社会の実現等を「めざす姿」として掲げ、めざす姿の実現に向けては、自然環境との調和を図りながら、本県の豊富なエネルギーポテンシャル等を活用していくこととしていることから、エネルギー関連施策を同テーマに集約しており、原子力施設の安全確保対策等の原子力政策についても、エネルギー関連施策の一つとして、政策テーマ4「環境」に位置付けています。</p>	反映困難
90		<p>再処理工場の安全性、避難について、青森県は県民に何度も詳しく説明する責務があると思われるが、記載されていない。県民との対話を基本計画に書き込むべき。</p>	<p>次期基本計画では、政策テーマ4「環境」の政策Ⅴ施策2において、原子力施設の安全確保対策に係る知識の普及や、避難方法、避難経路、避難場所など、原子力災害発生時の対応に係る広報に取り組むこととしています。</p>	記述済み



## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
91		政策テーマ4「環境」政策Ⅳ施策2について、県民にとっては里地里山が自然への入り口である。期待している。	次期基本計画では、政策テーマ4「環境」のめざす姿の一つとして「恵み豊かな自然と共生する社会」を掲げ、県民が自然と共生しながら心豊かに日々の暮らしを営むこと等を目指しており、政策Ⅳ施策2に掲げる取組等を通じて、自然と身近に触れ合える環境づくりに取り組むこととしています。	その他
第3章 政策・施策体系(政策テーマ5 交流)				
92	48	政策Ⅰ施策1において、「青森の豊かな「水」を生かした観光コンテンツ」と記載があるが、何を想定しているのか。	本県は、豊富な降雪量を背景とし、世界自然遺産白神山地や十和田湖・奥入瀬溪流、恐山等の湖沼群や溪流、貴重な生態系を育む湿原、三方を海に囲まれた多彩な海岸線、さらには、水田農業により形づくられた、水田や水路、ため池やダムなど、多種多様で豊かな、特有の「水」の環境があります。 当該取組では、「何度も訪れたい青森県」づくりに向けて、これらの価値に改めて着目し、美しい景観としてだけでなく、様々なアクティビティの場として活用するなど、更なる観光コンテンツに育てていくことを想定しています。	その他
93	53	政策Ⅳ施策3において、「青森空港・三沢空港の利用促進、ネットワークの維持強化」という記載があるが、何を想定しているのか。	次期基本計画の政策テーマ5「交流」においては、「何度も訪れたい青森県」や「青森にいながら世界とつながっている社会」をめざす姿に掲げています。 青森空港、三沢空港という本県の2つの空港を拠点とした空路ネットワークは、遠隔地の方々に、本県を訪れていただく有力な手段であるとともに、グローバル化が進む中で、県民や本県産業が、青森にいながら国内外を舞台に活躍するため基盤として、ますます重要性を増すと考えています。 そのような観点から、実施段階においては、これまで開設してきた国内各地と青森を結ぶ航空路線の維持・強化や、国際航空路線の維持・拡大に向け、利用促進等に取り組んでいきます。	その他
94		観光客や県民のために、無料で使える高速Wi-Fi網を設置するべき。県民1人あたりの収入が全国でも下位レベルの青森県は、ネットの料金を支払うのにも結構な負担である。 また、本県のどこでも繋がる無料のWi-Fiは、企業誘致のためにも大きな武器になる。さらに、外国人観光客誘致にも大きく繋がる。	スマートフォンなどを活用して、情報収集やオンライン予約、SNS発信などをしながら旅行する国内外からの観光客などを含む多様な来訪者が快適に滞在できるためには、ネットアクセス環境の充実は重要であると考えており、次期基本計画では、政策テーマ5「交流」の政策Ⅰ施策2において、それらの整備等を含む来訪者視点での利便性向上に取り組むこととしています。 また、政策テーマ6「地域社会」の政策Ⅱ施策1において、日常生活や産業振興を支えるデジタルインフラの整備促進に取り組むこととしています。 実施段階においては、5Gの全国展開を確実に進めるよう国に働きかけることも含め、ネットアクセス環境の向上に努めていきます。	実施段階検討
95		アニメ不毛地帯の青森県で、唯一のご当地アニメの代表格である「ふらいんぐういっち」は観光の大きな武器にできる。「ガールズ&パンツァー」は茨城県大洗町に人を呼び込み、今だに人気である。 青森県も観光予算を投入してでも「ふらいんぐういっち」の続編を作るかリニューアルで新たに作るべき。ただし、過去に行政が口出しをして失敗した事例が数限り無くあるため、投資に当たっては青森県の名前を出さずに口出しをしないことが前提である。	次期基本計画では、政策テーマ5「交流」において、「何度も訪れたい青森県」をめざす姿に掲げ、本県の強みを生かした観光コンテンツ整備等に取り組むこととしています。 「ふらいんぐういっち」を始めとした本県にゆかりのあるアニメコンテンツも、本県の強みであり、有力な観光コンテンツの一つとして、今後更に誘客に生かしていく余地があると考えられますが、具体的手法等については、地元自治体やDMOの取組も踏まえながら、必要に応じて実施段階で検討していきます。	実施段階検討

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当該で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
第3章 政策・施策体系(政策テーマ6 地域社会)				
96	54	「2040年のめざす姿」について、17年も先である。2040年について今言及するのはなぜなのか。	2040年は、県人口が100万人の大台を下回るとともに、老年人口比率が40%を超え、全国に先んじてピークを迎えるなど人口構造の重要な局面となることから、言及しているものです。 また、現在の子どもたちが大人になる時期でもあることから、これらを踏まえ、2040年を見据えた政策を展開したいと考えています。	その他
97	54	「ねらい」において「集落支援員」の記載があるが、実情を知りたい。	集落支援員は、地域の担い手の姿の一つとして記載しているものです。本県でも数市町村で導入が進んでいることから、記載するものです。	その他
98	56	政策Ⅰ施策1主な取組の5つ目に記載のある「買い物を楽しめる環境」とはどのような環境なのか。大型スーパーやショッピングモールのことを指すのか。こうした施設ができることと、買い物弱者の救済は別の検討が必要である。農村部だけではなく、都市部の中心部はドーナツ化現象で、人口も減り、高齢化が進んでいる。スーパーも閉店し、買い物に出かける際の交通手段さえもなくなってきている。 また、郊外に大型スーパーやショッピングモールができることによって、近くにあった商店の経営が立ち行かなくなり、閉店に追い込まれる例はこれまでも多数見かけてきたことである。	「買い物を楽しめる環境」とは、消費者が自ら選んで買い物できる環境の整備を指します。これまで県では、移動販売の実証事業により、集落への出張型の取組を進めてきました。一方で、自らスーパー等に行って、自らが選び買い物することも必要であることから記述しているものです。	その他
99	58	政策Ⅱ施策2について、障害者が犯罪に巻き込まれないための取組も重要である。「地域や企業などとの連携やデジタル技術等の活用により、子どもや高齢者、女性、障害者を犯罪から守る環境づくりを強化します」と記載いただきたい。	この文章としては、県警本部で把握している犯罪の発生時案として、高齢者を狙った特殊詐欺、子どもを狙った犯罪、女性を狙った性犯罪が多くみられるため、特出して記述しているものです。障がい者を含め、高齢者、子ども、女性以外の主体についても、犯罪に巻き込まれることのないような取組は引き続き進めていくこととしています。	その他
100	58	政策テーマ6「地域社会」政策Ⅱ施策2の主な取組「テロやサイバー攻撃に対するセキュリティレベルの高度化と危機意識の醸成に取り組みます」について賛同する。 特に中小企業を中心とした事業継続に対する施策の1つとして、いわゆる「サイバー保険」への加入等に関する支援を検討いただきたい。	次期基本計画では、政策テーマ6「地域社会」の政策Ⅱ施策2において、安心して快適な日常生活を送れる環境づくりに向けて、防犯と犯罪対策の強化の主な取組として、テロ等に対する取組を記載しているところです。 保険への加入等については、各企業の判断となるため、現時点では意識啓発の取組までを想定しているところです。	反映困難
101	58	政策テーマ6「地域社会」政策Ⅱ施策3について賛同する。 都道府県ごとに交通事故が多発する交差点をまとめているマップがあるので、そのようなマップも参考にし、優先順位を見極めながら効果的な対策を検討いただきたい。	交通安全対策については、現在、情報提供いただいたマップも活用しながら、事故防止や事故が起こりにくい環境づくりに努めているところです。	その他

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
102	59	<p>政策Ⅱ施策5について、福祉行政についてみると、現状でも活用できる制度がたくさんあるが、それら制度について県民に周知されておらず、そればかりか、独自ルールによって自治体ごとの対応が統一されていないことがまま見られる。こうしたことをしっかりと把握し、制度の趣旨に則った行政を行なう指導をするだけでも救われる方々が相当数いらっしゃるのではないかと。</p> <p>また、公平性を口実に、経済的な弱者に対して負担率の高い国民健康保険料(税)や介護保険料を賦課するのはやめるべきである。</p> <p>高所得者は、多少高額でも払う能力があるが、経済的な困窮者には払いたくても払う能力がない。</p> <p>行政によって「自助」が強調されるが、経済的に困窮している方々にとっては「自助」しようと思ってもできない。</p>	<p>県民の誰もが安心して快適な日常生活を送るには、各種支援策を着実に届ける必要があることから、次期基本計画では生活再建や就労面での相談体制の充実、支援が届いていない人に対し行政や支援機関側から積極的に働きかけて情報・支援を届けるアウトリーチ型支援等を推進することとしています。</p> <p>国民健康保険料や介護保険料については、一部に所得水準に応じた負担などを組み入れることにより、保険者、被保険者の中で相互扶助を行う仕組みになっていますが、我が国全体に共通する課題については、国等の動向などを踏まえ、適切に対応していきたいと考えています。</p>	その他
103	60	<p>政策Ⅲ施策2において、「スポーツ関連イベントの誘致など、スポーツを楽しむ心を育む機会の充実に取り組みます」とあるが、新しいスポーツに着目してほしい。カーリングは、常呂町や青森の地域おこしにつながったという例がある。</p>	<p>次期基本計画では、スポーツ関連イベントの誘致などを含めて、様々なスポーツを通して地域の活性化につなげていくこととしています。</p>	記述済み
104		<p>県内の民間企業は、経済的な理由から、単独でDXを推進することは困難。まずは、自治体が手本を示し、その中で県内にDX人材をつくり、企業への普及へと進めるべき。</p>	<p>次期基本計画では、政策テーマ6「地域社会」の将来を拓く鍵に「行政経営分野のDX推進」を掲げ、企業・団体等の県内の主体をけん引する行政経営分野のDXを推進することとしています。</p>	記述済み
105		<p>「政策Ⅰ：元気な地域づくり・人づくり」について、生涯学習の視点がいったのは歓迎したいところだが、地域社会での学びは、「学びなおし」と「リカレント」だけではないはず。多種多様な学びがあって、それを公教育として保障していくことが、憲法→教育基本法→社会教育法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって整備されている。すべての人が、一人ひとりの学習ニーズや課題に応じた自由で自発的な学びができるような環境情勢を図っていくという視点をもっと豊かに盛り込んでほしい。</p>	<p>次期基本計画の政策テーマ6「地域社会」に、生涯学習を位置付けている理由として、人口減少下において、地域の担い手が減少していく中で、生涯学習等を通じて、様々な主体が担い手となることのできるような取組が必要ということを念頭に記述しているところですので、御意見の趣旨も含んでいます。</p>	記述済み
<b>第3章 政策・施策体系(政策テーマ7 社会資本)</b>				
106	61,63	<p>「2040年のめざす姿」の〈命と暮らしが安全に守られる社会〉及び政策Ⅱ施策3主な取組の6、7つ目について。</p> <p>空き問題は深刻である。全国の空き家は18年に849万戸、全住宅の13%となっている。これはまちづくりの失敗だと思っている。市町村が行なう土地開発だけでなく、国が補助金などを出して田畑を潰して宅地開発が郊外に向かって進められてきた結果、新たな団地は30年もすれば高齢者だけが住む団地になり、空き家が生まれてくる。郊外への団地造成は結果として除排雪道路の総延長も伸ばしてきた。そのため、雪対策費用も膨大に膨れ上がってきている。</p> <p>以前、青森市が提唱したコンパクトシティ構想を参考に、空き家等の流動化を行政が介入して行なうこと、固定資産税の軽減も必要であろう。</p> <p>また、弘前市ではお風呂のない市営住宅を放置したままでは、空き家が増えるのは当然である。</p> <p>公営住宅の意義を再度確認しながらまちづくりを進めることが必要なのではないか。</p>	<p>次期基本計画では、政策テーマ7「社会資本」の政策Ⅱ施策3において、空き家の利活用の促進と適正管理や、公営住宅や民間賃貸住宅などからなる重層的な住宅セーフティネットなどによる持続可能で誰もが安心・安全に暮らせる住環境づくりに取り組むこととしています。</p> <p>実施段階においては、空き家対策について、実施主体である市町村の役割や権限などに配慮しつつ、取組を進めていきます。公営住宅については、人口減少や高齢化等といった社会情勢の変化にも対応しながら、公営住宅を適切に運営していきます。</p>	実施段階検討

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当該で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
107	61	政策Ⅰ施策1において、「流域治水」について言及しているが、重要である。	次期基本計画に基づき、あらゆる関係者と連携した流域治水を進めていきます。	その他
108	61 63 (15)	地震保険や、風水害に備える保険・補償は県民の自助としての備えに必要不可欠である。 青森県では、地震保険の火災保険に対する付帯率、火災保険の水害補償付帯率が、いずれも全国平均を若干上回っているが、激甚化する自然災害に備え、より一層の普及促進に向けて保険料補助制度等の施策を検討いただきたい。	災害や危機の発生時における県民一人ひとりの自助について、次期基本計画では、政策テーマ7「社会資本」の政策Ⅲ施策2において、自主防災組織の結成や活動促進等を通して防災の取組を自ら考え実践することを促し、共助とともに強化していくこととしています。 保険への加入については、個人の判断となるため、自助を促進する取組としての保険料補助制度の実施は、現時点では想定しておりません。	反映困難
109	61 63 (15)	防災教育は、幼年期からの教育が必要であり、子どもから子ども目線で大人には気付きにくい街を改善する提案もある。このようなことを念頭に、県内における実践的な防災教育の推進や地域コミュニティの醸成に役立つような施策を検討いただきたい。	次期基本計画では、政策テーマ3「子ども」の政策Ⅱ施策2において、防災教育を含め、主体的に社会の形成に参画する教育に取り組むこととしています。 また、政策テーマ「社会資本」の政策Ⅲ施策2においては、地域やコミュニティといった周囲の人たちが助け合う「共助」の強化を促進することとしています。 これらの取組を通じて、子どもから大人まで県民一人ひとりが自ら考え実践する防災対策の強化を図っていきます。	記述済み
110	62	政策Ⅰ施策2において、老朽化が問題とされるインフラが列挙されているが、水道もそうである。	水道については、当該取組の「老朽化割合が急速に高まる道路、橋梁、港湾、空港、堤防など」の「など」に含んでいます。 また、政策テーマ6「地域社会」の政策Ⅱ施策1において、行政DXの推進等により質の高い行政サービスの提供に向けた取組を推進・促進することとしており、インフラと併せ、行政サービスの質の維持・向上に取り組んでいくこととしています。	記述済み
111	63	政策Ⅲ施策1について、障害がある人も知識を習得し情報にアクセスできるような取組を実施いただきたい。	次期基本計画では、政策テーマ7「社会資本」の政策Ⅲ施策1において、防災DXを推進し、災害や危機の発生時に県民が自ら身を守るための知識の普及と、アクセスしやすい情報の発信に取り組むこととしています。 実施段階においては、障がいがあることで必要な防災情報を得られないといったことがないように、十分に検討しながら、取組を進めていきます。	実施段階検討
112		災害時において、「どこをどうバックアップをとっていく」という記述が全くない。	次期基本計画では、政策テーマ7「社会資本」政策Ⅲに基づき、災害時対応に係る備えや人的・物的支援等に関する取組を進めていくこととなります。	実施段階検討
113		「公助」を最大限どうやっていくかという項目が見当たらない。	次期基本計画では、政策テーマ7「社会資本」の政策Ⅰ施策1や、政策Ⅲ施策1、2を中心に公助に係る取組を記載しています。 具体的には、総合防災情報システム等の活用による関係機関等の連携・協力体制の強化や、ハード・ソフト一体となった防災公共、あらゆる方々に配慮した避難体制の構築等に取り組むこととしています。	記述済み

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
114		<p>八戸～青森市、下北への車でのアクセスは改善され良くなってきている。しかし、中央に位置する弘前市とのアクセスがまだ不便。そして、深浦町や鱒ヶ沢町とのアクセスもより短時間で移動できるように改善すべきではと思う。</p> <p>人口が減少していくなかで、県内をより短時間で回れる交通整備は必要になると思う。各市町村の連携を取りやすくすることによって物流の問題改善や、児童数の低下による学校数の減少や第一次産業の発展、観光産業の活性化へも繋がると思う。</p> <p>コストや時間、そして、住民や自然環境の問題など簡単な話ではないが、重要なことではないかと考える。</p>	<p>次期基本計画では、政策テーマ7「社会資本」の政策Ⅱ施策1において、産業、交流を支える主要幹線道路ネットワークの整備に取り組むこととしています。</p> <p>広域道路交通については、人口減少等の社会情勢の変化によりニーズが多様化し、必要性も高まっていると考えており、実施段階においては、様々な課題の解決につながるよう、十分に検討しながら取組を進めていきます。</p>	実施段階検討
115		<p>少子化対策を前面にだして青森の展望を示すことはすばらしいことである。「住まいは人権」。公営住宅の役割を再度位置づけることが少子化対策の基礎ではないか。かつて公営住宅は若夫婦の所得が少ない期間、子育て支援の役割を果たしていた。シングル向けの公営住宅を思い切って増やし、若夫婦が入りやすい制度に見直したらどうか。</p> <p>実態調査もしながら少子化対策として、公営住宅入居要件の見直しをぜひ検討していただきたい。</p>	<p>次期基本計画では、政策テーマ7「社会資本」の政策Ⅱ施策3において、公営住宅や民間賃貸住宅などからなる重層的な住宅セーフティネット等の形成などに取り組むこととしています。</p> <p>公営住宅については、人口減少や高齢化等といった社会情勢の変化によりそのニーズも変化してきており、実施段階においては、こうした社会情勢の変化にも対応しながら、公営住宅を適切に運営していきます。</p>	実施段階検討
第4章 地域別取組方針(東青)				
第4章 地域別取組方針(中南)				
116	77	<p>取組方針(3)において「津軽のこころ」とあるが、何を想定しているのか、分かるような気もするが、やっぱり分からない。</p>	<p>「津軽のこころ」については、観光施策の展開に当たって、中南地域を含む津軽特有の風土が育んできた文化を再発見し、そこで暮らす人と触れ合うことを意図して、記述しているものです。</p>	その他
第4章 地域別取組方針(三八)				
第4章 地域別取組方針(西北)				
第4章 地域別取組方針(上北)				
第4章 地域別取組方針(下北)				

## 次期青森県基本計画(原案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

※いただいた意見等はなるべく原文のまま掲載しています。(ただし個人が特定されるような情報を含む場合は、同趣旨の表現に置き換えています。)

※1つの意見等の中で、複数の内容に触れている場合は、必要に応じて分割の上、それに対する考え方を示しています。

※意見等の区分については、原案のページ数等が明記されているものを除き、当課で判断し振り分けています。

No	頁数	意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
<b>第5章 マネジメントサイクルの展開と取組の重点化</b>				
117		各種統計調査資料や客観的なデータ及び証拠に基づくより有効性の高い政策・施策を立案し、また、事後における評価・検証を的確に行うためにも、「ロジックモデルを活用したEBPMの推進」を明記すべき。	次期基本計画では、第5章において、基本計画を着実に推進するため、マネジメントサイクルを展開することとしています。 具体的には、毎年度、政策・施策体系に沿って自己点検を行うほか、有識者等で構成される青森県総合計画審議会で検証し、同審議会から、翌年度県が重点的に取り組むべき政策について提言をいただくこととしています。また、自己点検結果と審議会からの提言等を踏まえ、社会経済情勢等の変化への対応を的確に捉えながら、知事から各部署に対し優先的に取り組む事業等の企画立案を指示することとしています。企画立案に当たっては、エビデンスに基づき、現状や将来に対する的確な分析や課題設定を行い、費用対効果の高い手段を選択することとしています。	実施段階検討
<b>第6章 計画の推進</b>				
118		過去のがん対策推進計画では、それぞれの役割についても明確にしているように、基本計画を推進するためには、役割分担を明確にする必要がある。 青森県、関係者(教育なら教育関係者、医療なら医療関係者など)、そして県民の3者がそれぞれの責務を果たす必要がある。	次期基本計画に掲げる「めざす姿」を実現していくためには、県だけではなく、県民一人ひとりを始めとする多様な主体が「めざす姿」を共有し、それぞれの立場で取組を進めていくことが必要と考えています。各主体の役割など具体的な取組方針については、各施策分野において個別具体的に検討していきます。 また、計画の推進に当たっては、県民を始め、企業、NPOなどあらゆる主体の参画・連携強化を図るとともに、様々な分野で協働を推進していきます。	実施段階検討
<b>その他</b>				
119		第5章で政策点検及び提言をうたっているように、次期基本計画は、これまでの基本計画の評価・検証が行われて見直しされるべきだが、前回の計画に対する評価と検証が記載されていない。 2023年までの基本計画をどのように評価しているのか、何が問題だったのか、短命県は、医師不足は、どの政策がどのように成果を上げたのか、を記載すべき。	県では、基本計画に掲げる政策・施策体系に基づく取組の成果や課題などについて、青森県総合計画審議会による検証も実施しながら政策点検を行い、その結果を効果的・戦略的な取組の企画立案や、実効性の高い事業の実施につなげるマネジメントサイクルを展開しているところです。 令和5年度のマネジメントサイクルの展開に当たっては、現基本計画の開始年度である2019年度から2022年度までの4年間を対象期間として、青森県総合計画審議会による検証などの政策点検を実施しており、点検結果についてはアウトルックレポートとし、同審議会での次期基本計画に係る議論にも活用しました。	その他

「文章修正等」: 本文の修正、既述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」: 既に記述済みのもの。

「実施段階検討」: 計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」: 反映が困難なもの。

「その他」: 質問や感想。計画以外への意見。